

京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金の交付については、京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱（令和7年京都府告示第276号。以下「要綱」という）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(基準量の計算方法)

第3条 要綱第2条第3号の知事が別に定める方法は、次の式による。

$$\text{基準量(キロワット)} = \frac{\text{要綱第2条第3号ア・イに定める熱量}}{\text{一次エネルギー換算係数} \times \text{設備利用率} \times 8,760 \text{ 時間}}$$

係 数	一次エネルギー換算係数	9.76MJ/kWh
	設備利用率	0.14

(事前着手届及び事業開始承認前着手届)

第4条 要綱第4条第1項第1号に定める事前着手届及び同条同項第2号イに定める事業計画承認前着手届は、別紙1によるものとする。

(事業計画承認を受けた事業の交付申請)

第5条 要綱第5条第2項の知事が別に定める期日は、事業計画承認を受けた翌年度の交付申請の受付開始日から起算して14日を経過する日とする。

(事業計画の変更等)

第6条 要綱第6条の知事が別に定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

- (1) 設置場所の変更
- (2) 補助対象設備の主要構造又は主要機能の大幅な変更
- (3) その他計画内容の大幅な変更

(実績報告)

第7条 要綱第10条第1項の知事が別に定める期日は、次の各号のうちいずれか早い日とする。ただし、補助事業の完了が交付決定を受けた年度の3月1日から15日となる場合は、当該年度の3月15日とする。なお、次の各号の日及び3月15日が京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）第1条1項各号に掲げる日（以下「府の休日」という。）に当たるときは、府の休日の直前の日とする。

- (1) 補助事業が完了した日から起算して60日を経過する日
- (2) 交付決定を受けた年度の2月末日

(様式)

第8条 要綱別記様式に定める次の様式については、要綱別表の補助対象事業の区分ごとに別紙2によるものとする。

(1) 事業計画書

(2) 事業実施報告書

(その他)

第9条 要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年9月17日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和7年5月16日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。